**平成２２年（フ）第１８８号**
大阪府池田市室町５―45―201号、住民票上の住所大阪府箕面市稲５丁目５番46号
債務者　野村辰巳こと　姜　　辰己
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第１９４号**
大阪市城東区関目３丁目11番26号
債務者　中島千代子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２０３号**
大阪市中央区内本町２丁目４番３―602号
債務者　橋本　真紀
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１５８号**
群馬県桐生市相生町２丁目931番地の１　市営118号
債務者　佐藤　信子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２２年（フ）第１号**
長崎県南島原市有家町尾上5425番地
債務者　林田多津美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２２年（フ）第２号**
長崎県島原市梅園町丁2907番地１
債務者　上田加代子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

**平成２１年（フ）第２８７号**
福島県いわき市好間町中好間字中川原14番地の６
債務者　佐藤　正樹
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

**平成２２年（フ）第２号**
福島県いわき市田人町黒田字大沢115番地の４
債務者　中山　　幸
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２１年（フ）第３１５号**
石川県白山市千代野東６丁目19番地８
破産者　大平　　博
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第４２３号**
金沢市笠舞本町１丁目７番17号
破産者　伊東　英夫
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

**平成２１年（フ）第２０９１号**
福岡市南区井尻４丁目７番28号
破産者　新山陽一郎
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第１３３号**
佐賀県鳥栖市古賀町32番地
破産者　ＭＫらいふこと　馬男木武敏
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２０年（フ）第６１５号**
沖縄県南城市大里字仲間１番地２　大里団地２棟103号
破産者　金城　功和
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２１年（フ）第６７０号**
宮城県塩竈市杉の入３丁目５番３号
破産者　飯田　俊文
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２１年（フ）第１１２２号**
広島県安芸郡坂町小屋浦２丁目46番３号
破産者　出下　幸夫
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１７４号**
福岡市南区若久６丁目40番７号
破産者　中井　孝司
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３１９号**
福岡市早良区飯倉２丁目28番30号１―22、開始決定時の住所福岡市早良区東入部２丁目13番19号
破産者　堤熱帯魚こと　樋口　敏行
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２１年（フ）第３５８号**
長崎県西海市西彼町中山郷614番地２
破産者　田中　君代（旧姓松尾）
1　決定年月日　平成22年１月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係